

食品表示部会 第3回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会資料

生鮮食品における表示基準の統合について

平成26年3月14日
消費者庁食品表示企画課

第1章 総則

第2章 加工食品

第3章 生鮮食品

第4章 添加物

第1節 一般消費者に販売される形態の生鮮食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

【横断的事項】(表示事項・表示の方法)

- ・原則として、生鮮食品全般に義務付けるもの
- ・生鮮食品全般に義務付けるものであって、個別の生鮮食品に表示の方法の規定を設けているもの
- ・生鮮食品のうち、一定の要件を満たした生鮮食品に義務付けるもの

- ・名称
- ・原産地
- ・遺伝子組換え食品
- ・放射線を照射した旨 等

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・JAS法の生鮮食品品質表示基準
- ・JAS法の遺伝子組換え食品品質表示基準(*2)
- ・JAS法の個別品質表示基準(1基準)

【個別的事項】(表示事項・表示の方法)

- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の生鮮食品に限定して義務付けるもの
- ・現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令のそれぞれの対象食品に限定して義務付けるもの

- ・解凍されたものである旨
- ・養殖されたものである旨
- ・期限表示
- ・添加物 等

- ・食品衛生法の表示基準府令(*1)
- ・食品衛生法の乳等表示基準府令(*3)
- ・JAS法の個別品質表示基準(3基準)

食品衛生法の表示基準府令(*1)

シアン化合物を含有する豆類／切り身又はむき身にした鮮魚介類を凍結させたもの／放射線照射食品／鶏の卵／食肉／生かき／切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの／あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご

食品衛生法の乳等表示基準府令(*3)

生乳、生山羊乳及び生めん羊乳

JAS法の個別品質表示基準(3基準)

しいたけ／水産物／玄米及び精米

(*1)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

(*2)遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準

(*3)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

第2節 業務用の生鮮食品を扱う事業者が遵守すべき事項

第3節 食品関連事業者以外の生鮮食品を販売する者が遵守すべき基準

横断的事項に整理するもの

- ・原則として、生鮮食品全般に義務付けるもの
〔名称、原産地〕
- ・生鮮食品全般に義務付けるものであって、個別の食品に表示の方法の規定を設けているもの
〔名称〕
- ・生鮮食品のうち、一定の要件を満たした食品に義務付けるもの
〔遺伝子組換え食品、放射線を照射した旨 等〕

個別的事項に整理するもの

- ・現行のJAS法に基づく個別の品質表示基準で個別の食品に限定して義務付けるもの
〔原料玄米(玄米及び精米)、精米年月日(玄米及び精米)、解凍されたものである旨(水産物)、養殖されたものである旨(水産物)、栽培方法(しいたけ) 等〕
- ・現行の食品衛生法の表示基準府令、食品衛生法の乳等表示基準府令それぞれの対象食品に限定して義務付けるもの
〔期限表示(食品衛生法の対象品目)、鳥獣の種類(食肉)、採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名(鶏の卵)、採取された海域又は湖沼(生かき)、生乳、生山羊乳又は生めん羊乳である旨及びジャージー種の牛から搾取した旨(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳) 等〕

論点1 JAS法の個別品質表示基準の定義について

現行

品目名	用語	定義
玄米及び精米 (容器包装されたもの)	玄米	もみから、もみ殻を取り除いて調製したものをいう。
	精米	玄米のぬか層の全部又は一部を取り除いて精白したものをいう。
	もち精米	精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米をいう。
	うるち精米	もち精米以外の精米をいう。
	原料玄米	製品の原料として使用される玄米をいう。
しいたけ	しいたけ	しいたけ菌の子実体であって全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切り等にしたものをいう。
	原木栽培	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
	菌床栽培	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
水産物	養殖	幼魚等を重量の増加又は品質の向上を図ることを目的として、出荷するまでの間、給餌することにより育成することをいう。



新基準

用語の定義については、新基準中にそのまま入れ込むこととする。

論点2 JAS法の個別品質表示基準の義務表示事項について

現行

品目名	個別の義務表示事項	一括表示枠内への表示例
玄米及び精米 (容器包装されたもの)	名称	「玄米」、「もち精米」、「うるち精米」、「精米」、「胚芽精米」
	原料玄米	「新潟県」等の産地名、「コシヒカリ」等の品種名、「25年産」等の年産、「5割」等の使用割合
	内容量	「〇〇キログラム」等
	精米年月日(原料玄米を精白した日をいう。)	「00. 00. 00」等
	販売業者等の氏名又は名称、住所、及び電話番号	「〇〇卸株式会社」 「TEL 00-0000-0000」等
しいたけ(※)	栽培方法	「原木」、「菌床」
水産物(※)	冷凍したものを解凍したものである場合にはその旨	「解凍」
	養殖されたものである場合にはその旨	「養殖」

(※) 玄米及び精米品質表示基準における義務表示事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定によらず別途規定している。一方、しいたけ品質表示基準及び水産物品質表示基準は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定を前提として、義務表示事項を追加している。つまり、しいたけ及び水産物においては、生鮮食品品質表示基準第3条に基づく「名称」、「原産地」を表示した上で、「栽培方法」や「解凍」等の表示を記載することになっている。

新基準

玄米及び精米の「名称」については、新基準の横断的事項に整理し、その他の個別の義務表示事項は、新基準の個別的事項に整理することとする。

論点3 JAS法の個別品質表示基準の表示の方法について①

現行

玄米及び精米品質表示基準

表示項目	表示の方法
名称	「玄米」、「もち精米」、「うるち精米」、「精米」又は「胚芽精米」と記載
原料玄米	産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあつては、「単一原料米」と記載し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を記載する。産地、品種及び産年を記載 等
内容量	内容重量をグラム又はキログラムで単位を明記して記載
精米年月日	<ul style="list-style-type: none"> 調整年月日、精米年月日又は輸入年月日を記載 産年及び精米年月日をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米年月日の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。
販売者	<ul style="list-style-type: none"> 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載 表示を行う者が精米工場である場合は、「販売者」に代えて「精米工場」と記載



名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	新潟県	こしひかり	25年産
内 容 量	5kg		
精米年月日	反対面下部に記載		
販 売 者	○○株式会社 東京都千代田区△△ ○ー○○ フリーダイヤル 00-000-0000		

論点3 JAS法の個別品質表示基準の表示の方法について②

現行(続き)

しいたけ品質表示基準

栽培方法	原木栽培によるしいたけにおける栽培方法は「原木」と記載
	菌床栽培によるしいたけにおける栽培方法は「菌床」と記載

菌床 生しいたけ
長野県産
100円

水産物品質表示基準

解凍	冷凍したものを解凍したものである場合は「解凍」と記載
養殖	養殖されたものである場合は「養殖」と記載

めばちまぐる**(解凍)**
(静岡県産)

保存温度 加工日 消費期限
4℃以下 14.3.14 14.3.20
加工所
〇〇スーパー株式会社
東京都千代田区〇〇-〇-〇

500円

新基準

個別の表示の方法については、そのまま新基準の個別的事項に整理することとする。

論点4 JAS法の個別品質表示基準の表示禁止事項について①

現行

品 目 名	表示禁止事項
玄米及び精米 (容器包装されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語 ・ 未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語 ・ 「新米」の用語(原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器に入れられ、若しくは包装された玄米又は原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器に入れられ、若しくは包装された精米を除く。) ・ 原料玄米のうち使用割合が50%未満であるものについて、当該原料玄米の産地(国産品又は輸入品の別を含む。以下同じ。)、品種又は産年を表す用語(使用割合を、産地、品種又は産年を表す用語のうち最も大きく表示してあるものと同程度以上の大きさで付してあるものを除く。) ・ 産地、品種又は産年を表す用語を表示する場合にあつては、当該用語のうち最も大きく表示してあるものよりも小さい大きさで付してある「ブレンド」その他産地、品種及び産年が同一でない原料玄米を用いていることを示す用語
しいたけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。
水産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、表示してはならない。

新基準

- ① 現行の生鮮食品品質表示基準の表示禁止事項を横断的事項と整理することとする。
- ② 個別品質表示基準で規定している「表示すべき事項の内容と矛盾する用語の禁止」については、生鮮食品品質表示基準だけでなく、個別品質表示基準においても表示禁止事項としているため、横断的事項として統一的に整理することとする。
- ③ 現行の「玄米及び精米」の表示禁止事項は、②を除いた表示禁止事項を個別的事項として整理することとする。

論点4 JAS法の個別品質表示基準の表示禁止事項について②

参考

生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)

(表示事項)

第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者(精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。)が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 名称
 - (2) 原料玄米
 - (3) 内容量
 - (4) 精米年月日(原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。)
 - (5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 2 玄米にあっては、販売業者が表示すべき事項は、前項第4号に掲げる事項に代えて、調製年月日(原料玄米を調製した年月日をいう。以下同じ。)とする。
- 3 輸入品であって、精米年月日又は調製年月日が明らかでないものにあつては、第1項第4号又は前項に規定する事項に代えて、輸入年月日とする。

しいたけ品質表示基準(平成18年6月30日農林水産省告示第908号)

(表示事項)

第3条 しいたけの品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条第1項各号に掲げるもののほか、栽培方法とする。

水産物品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第516号)

(表示事項)

第3条 水産物の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 冷凍したものを解凍したものである場合にはその旨
- (2) 養殖されたものである場合にはその旨

現行

食品衛生法の表示基準府令及び乳等表示基準府令においては、生鮮食品・加工食品という区分はしておらず、表示が必要な対象食品に対して、必要な表示事項を規定している。

(表示基準府令の対象食品)

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料(酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料(溶解して酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。)をいう。)
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品(製造し、又は加工した食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。以下同じ。))及び切り身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。以下同じ。)を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。)
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵
- 十一 容器包装に入れられた食品(前各号に掲げるものを除く。)であって、次に掲げるもの
 - イ 食肉、生かき、生めん類、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの(凍結させたものを除く。))及びゆでがに
 - ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
 - ハ あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご
- 十一の二 牛の食肉(内臓を除く。)であって、生食用のもの(容器包装に入れられたものを除く。)
- 十二 別表第1の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む。)
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物

(乳等表示基準府令の対象食品)

- 一 生乳、生山羊乳及び生めん羊乳
- 二 乳
- 三 乳製品
- 四 乳又は乳製品を主要原料とする食品

論点5 食品衛生法関係の表示事項について②

新基準

食品衛生法の表示基準府令及び乳等表示基準府令で規定されている対象食品のうち、「生鮮食品」として区分されるものについては、引き続き個別的事項の表示事項として採用することとする。

品 目 名		個別の義務表示事項
シアン化合物を含有する豆類 (食品衛生法に基づく規格基準において一定量のシアン化合物の含有が認められているサルタニ豆、サルタバ豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆及びライマ豆)		輸入年月日、輸入業者の営業所在地及び輸入業者名、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、使用方法
切り身又はむき身にした鮮魚介類を凍結させたもの		期限表示、加工所の所在地及び加工者の氏名(輸入業者の営業所在地及び輸入業者名)、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、保存方法、生食用であるかないかの別
鶏の卵		期限表示、採卵施設等の所在地及び採卵した者等の氏名、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、使用方法、生食用である旨、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨、賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨、加熱加工用である旨、飲食に供する際に加熱を要する旨
食肉		期限表示、加工所の所在地及び加工者の氏名(輸入業者の営業所在地及び輸入業者名)、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、保存方法、鳥獣の種類
	生食用の牛肉	生食用である旨、とさつ又は解体が行われたと畜場の所在地の都道府県名、と畜場である旨を冠した当該と畜場の名称、加工施設の所在地の都道府県名、加工施設の名称、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨、子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨
生かき		期限表示、加工所の所在地及び加工者の氏名(輸入業者の営業所在地及び輸入業者名)、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、保存方法、生食用であるかないかの別、採取された海域又は湖沼
切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの		期限表示、加工所の所在地及び加工者の氏名(輸入業者の営業所在地及び輸入業者名)、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、保存方法、生食用である旨
あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご		期限表示、加工所の所在地及び加工者の氏名(輸入業者の営業所在地及び輸入業者名)、添加物を含む旨、アレルギー物質を含む旨、保存方法
生乳、生山羊乳及び生めん羊乳		生乳、生山羊乳又は生めん羊乳である旨、ジャージ種の牛から搾取したものにあっては、その旨